

京都市告示第166号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年6月3日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

南中野町二部町内会

2 規約に定める目的

本会は会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡
- (2) 美化・清掃活動
- (3) 健康衛生・防火・防災・防犯・交通安全および環境整備活動
- (4) 高齢者・児童・学童・青少年に関する活動
- (5) 会員の福利厚生に関する文化・体育・レクリエーション活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な活動

3 区域

京都市下京区西七条南中野町24番地から39番地及び56番地から80番地までの区域

4 主たる事務所

京都市下京区西七条南中野町60番地の3

5 代表者の氏名及び住所

川端 啓史

京都市下京区西七条南中野町60番地の3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和元年5月28日

(文化市民局地域自治推進室)